**岸和田市在宅緩和ケア支援助成金の**

**助成制度について**

**介護保険を利用できない末期がん患者の方々及び家族介護者の在宅生活を支援するため、下記の対象サービス利用に対する助成金を交付します。**

【対象】末期がん患者で介護保険サービスを利用できない方

　　　　　（40歳未満の末期がん患者や認定申請後末期がんで調査前に死亡された方など）

【対象サービス】①訪問入浴（介護保険サービスと同様のサービス）

②福祉用具貸与―特殊寝台

特殊寝台付属品

（サイドレール・マットレス・ベッド用手すり・テーブル）

床ずれ防止用具

【助成額】上記サービス費用額の９割（生活保護受給者は10割）

【必要な書類】①申請書

②医師の意見書（介護認定を申請済みの方は医師の意見書の提出は不要です。）

　※意見書は発行日から3ヶ月間有効です。

　　　　　　　③サービス利用の領収書や内訳書、契約書（コピー）

　　　　　　　④申立書（対象者が死亡されている場合）

【申請の流れ】　　※サービスを利用された月毎に申請が必要です。

①～④に必要事項記入の上、介護保険課へ申請します。

審査通過後、助成金交付承認通知書・請求書を送付します。

請求書に必要事項記入の上、介護保険課へ提出します。

**助成金を交付します。**

問い合わせ：介護保険課

☎072-423-9475